

# 東京大学

## 理学部広報

第1巻 第7号

昭和44年5月1日

### 内 容

理学部昭和44年4月卒業者 .....	2
理学博士学位授与者 （課程既修了者および論文博士，昭和44年1~4月） .....	2
理学会合日誌，理学部討論集会 .....	3
教授会メモ・委員交代，教官人事移動 .....	4
理学部の制度改革についての第1回アンケート集計結果 .....	5
理学部長会議での「要望書」要旨 .....	7
大学改革準備調査会の覚書（続） .....	8
理学部事務部での事務分掌紹介 .....	9
お知らせ（昭和44年度教育実習，卒業延期にともなう授業料， 昭和44年度国家公務員上級試験説明会，留学生関係，大学院 学修科目届申請，RCA助成金提供，日本育英会からの通達， 大学院学生自治会室） .....	10
寄稿（大学改革準備調査会資料 No. 5，No. 6「規則処分専門委 員会覚書」に関する意見，No. 8「大学における学生の役割と 権利」についての意見） .....	12

## 理学部昭和44年4月卒業生

理学部では、昭和44年4月23日付で139名に、4月30日付で5名に対し卒業証書が渡された。この中の多くは同日付で理学系大学院修士課程に入学を許可された。なお都合により5月に入ってから卒業になる学生氏名は追って次号に掲載します。

### 昭和44年4月23日付卒業生氏名

#### 物理学科 (32名)

稲垣 睿	川井敏弘	高木 伸
吉田 猷	相川裕史	赤尾直人
荒木 暉	石渡信一	磯田定宏
今里 純	岩堀淳一郎	小野 晃
小野嘉之	大藪修義	木下一彦
菊地正博	北原和夫	黒田正明
佐藤正俊	佐藤 充	鈴木史郎
高山 勝	鷹尾洋一	名取研二
中垣 啓	南部典正	伏見 諭
細谷暁夫	三好和憲	村松 洋
山崎聞雄	梁川光通	

#### 天文学科 (5名)

中田好一	清水哲郎	近田義広
野本憲一	岩田英経	

#### 地球物理学科 (11名)

岡田東彦	宇野 栄	遠藤昌宏
大原紀美子	田中高史	佃 為成
小林美知彦	野村拳一	本蔵義守
村上勝人	力石国男	

#### 化学科 (43名)

大島泰克	君和田宣之	高井 誠
田中光子	筒井雅洋	山田洋一
井上礼之	伊東 宏	飯田孝男
飯塚 洋	池田 徹	石井菊次郎
石井正雄	石塚英弘	磯谷順一
今井正彦	岩垂英子	梅沢一夫
大河和己	角田 敦	川合知二
川島隆幸	空閑重則	酒井 純
志村武彦	下井 守	菅原 正
杉江正昭	鈴木和嘉	田中清明
近石一弘	中川 潤	中野義知
中山重信	永野 肇	野村 陸
古川 学	松波 怜	松本 聡
水野健一	八幡彰博	柳沢 匡

#### 渡辺和夫

#### 生物化学科 (21名)

斎藤裕繁	五十嵐靖之	古賀邦正
阿部輝雄	井上朋子	伊藤 繁
稲垣明代	君村マミ子	小林いづみ
古閑良彦	佐々木卓治	品川 進
須藤和夫	鈴木尚憲	田代英夫
田村咲子	田矢洋一	高原康生
広木正紀	宮崎龍雄	宮原秀子

#### 生物学科 動物学課程 (7名)

有松靖温	榎並淳平	太田 秀
木村邦彦	草薙隆夫	佐藤寅夫
森谷 勝		

#### 生物学科 植物学課程 (8名)

井上康則	氏家真美	絹村厚子
三輪直人	渡辺正勝	細田永子
市村 浩	小池勲夫	

#### 地学科 地質学・鉱物学課程 (12名)

青島陸治	石塚俊郎	大家謙一
狩野康夫	久保田和雄	汲田啓一
小林寛三	佐藤博明	桜井 孝
鹿園直建	鳥海光弘	藤野清志

(以上139名)

### 昭和44年4月30日付卒業生氏名

#### 地学科地理学課程

神田道男	木田秀次	田中正央
三上岳彦	三村清志	

(以上5名)

## 理学博士学位授与者氏名

(昭和44年1~4月、課程既修  
了者および論文博士取得者)

本学理学系大学院に在籍し課程を終了するとともに昭和44年3月28日付で理学博士の称号を得た方々の氏名ならびに論文題目は前号広報に発表してある。ここでは昭和44年1~4月の間に、本学博士課程既修了者で提出論文の審査に合格して理学博士の称号が授与された方々、および博士課程を経ずして論文を提出し論文審査と学力審査に合格して理学博士の称号を取得した方々(\*印付)のみを掲載する。

学位授与 年月日	氏名	専門 課程	論文題目	
				2日(水)
44. 1.20	浅野 太郎	物理	Lee-Yang の定理の一般 化	3日(木)
44. 1.20	大東 弘二*	化学	Electronic properties of organic materials	4日(金)
44. 1.20	中川 徹*	化学	Anharmonic potential functions and vibra- tion-rotation spectra	5日(土)
44. 1.20	佐藤 光男*	生化	Metabolism of benzene	6日(日)
44. 1.20	大日方 昂*	相関	The myosion of devel- oping chick embryo	7日(月) 総合計画委員会 (15~18時)
44. 3.10	丸山 健人	地物	赤道成層圏下部の大規模 波動擾乱の研究	8日(火)
44. 3.10	神部 勉*	物理	The stability of an axisymmetric jet with parabolic profile	9日(水)
44. 3.10	三上 五男*	物理	コバルトを添加したニッ ケル亜鉛フェライトの高 周波磁気スペクトル	10日(木)
44. 3.10	田中 武彦*	化学	Study of vibration- rotation interactions by microwave spectro- scopy	11日(金)
44. 3.10	広瀬 千秋*	化学	The study of vibra- tion-rotation interac- tions in methyl hali- des by microwave spe- ctroscopy	12日(土)
44. 3.10	小藤 吉郎*	鉱物	Description, stability and crystal structure of anilite, $Cu_7S_4$ , a new mineral	13日(日)
44. 3.20	奥山 好男	地理	日本における絹業地域の 形成	14日(月) 教室主任会議 (10~12時), 理学系研 究科委員会 (14~16時)
44. 4.14	石井 広湖*	物理	Magnetic-field depen- dence of the bound state due to the s-d exchange interaction	15日(火)
44. 4.14	松本 光男*	動物	ガン原性アミノアゾ色素 の代謝に関する研究	16日(水) 定例教授会 (13~17時)
				17日(木) 会計委員会 (10~12時), 総合計画委 員会 (15~18時)
				18日(金) アイソトープ委員会 (14~16時)
				19日(土)
				20日(日)
				21日(月) 人事委員会 (11~12時), 教室主任会 議 (13~15時, 学部学生卒業生認定)
				22日(火) 院生大会 (14~20時) 於理 2号館講 堂, 学生大会 (14~21時) 於化学新館 講堂
				23日(水) 物理学科他 6学科学生卒業, 大学院修 士課程進学も同日付, 学部長と理学部 職員組合委員との会合
				24日(木) 理学部討論集会 (14~18時, 於 2号 館講堂)
				25日(金) 理学系大学院入試委員会 (15~18時)
				26日(土) 学部長と天文学教室との懇談 (13~16 時)
				27日(日)
				28日(月)
				29日(火) 天皇誕生日
				30日(水) 地理学課程学生卒業, 総合計画委 (14 ~17時), 紛事被害関係会計検査

### 理学部討論集会

理学部学生自治会, 理学系大学院生自治会の希望によ  
り, 4月24日(木) 午後2時~5時半理学部2号館講  
堂において理学部討論集会が開かれた。

### 理学部会合日誌 (昭和44年4月)

4月1日(火)

教官側は、学部長、秋田評議員、学生委員、第2研究委員会(学生参加問題検討)委員など約20名が出席し、学生院生は約40名参加した。

議論は中教審答申や大管法、文部次官通達、北大学部長発令遅延問題などについて行なわれ、これらの諸問題について理学部教授会の意見をきいた。学生院生は危機の切迫を訴え、教官は自主的な改革の推進を強調した。最後に学生院生から反対声明を出すよう提案があったが、それについては教官側の賛成は得られなかった。集会は全体を通じ、静粛に行なわれた。

## 教授会メモ

4月16日(水)13~17時 定例教授会  
(於化学新館講堂)

### 議題

1. 前回議事承認、教授会新メンバー紹介
2. 研究生の入学について
3. 研究生の期間延長について
4. 4月23日付卒業予定の学生に関する件  
本日はまだ成績報告が出そろっていないので、4月21日に教室主任会議を開いて各学科所属の学生について成績を確認した上で4月23日付で卒業証書を発行する手順をとることを承認した。
5. 諸委員改選について  
委員改選を要する委員会についての改選結果は後に示す。
6. 総合計画委員会報告  
総合計画委員会が行なった「理学部の制度改革についての第1回アンケート」集計結果について、赤松委員長および河田委員より報告があった(内容については広報本号に掲載)。なお次いで用意された第2回アンケートについて説明があり、4月26日までに多数の教官から意見をいただきたいと要望があった。
7. 前記報告事項に関する討論
8. 育英会奨学生に対する臨時措置  
育英会から最近届いた通達(内容要旨については広報本号掲載)の紹介があった。理学部としては学部3,4年生に対する影響は他学部ほど大きくはないが、大学全体としては問題が大きいのので育英会とさらに交渉中である。奨学金が停止されている期間中借出の便宜をはかることは無理と思われる。
9. 新学年度の授業計画  
学部4年生に進学する学生に対しては、  
冬学期 6月2日—11月16日  
(化学科は6月9日より)

冬学期 11月17日—3月31日

を目標として授業計画を立てることになった。なお駒場からの振分けは5月末から6月にかけてになる見込とのことである。

10. 昭和44年度予算概略  
学科拡充の学年進行(理学部では物理学科の拡充)は全学的にくりのべになっていること、基準経費・科研費・育英資金が前年度に比し若干増額されたこと、学内での新規部門などについて説明があった。
11. 昭和45年度概算要求の方針について  
例年6月上旬に翌年度概算要求を提出しているのので、今後1ヶ月半の間に概算要求をかためるために、新事態に応じて従来の要求事項を再検討しておくこととなった。
12. 理学部長会議について  
5月中旬に京都で国立10大学理学部長会議が予定されている。そこで取上げるべき問題について意見を求めたい。昨年7月には前回の理学部長会議の結果つくられた「要望書」が出されている(その内容要旨は広報本号に掲載)。
13. 名誉教授推薦について  
3月31日で停年退職された吉田耕作(数学)、藤田良雄(天文)、森野米三(化学)、前川文夫(植物)各教授を東京大学名誉教授に推薦する申出を行なうことになった。
14. 臨時総長室規程(案)について  
加藤総長が就任当時から提唱していた総長補佐機関としての「総長室」を置く案が紹介され了承された。総長室は、特別補佐2名と補佐4~5名で構成され、総長のブレーンとして企画・立案にあたり、特別補佐はそのほか総長の職務のうち特に指示されたものの処理にあたる。
15. 全学総合計画委員会の廃止報告  
全学総合計画委員会はこれまで全学的な見地から各部局の将来計画の検討にあたってきた。これは重要な機能であるが、現在この委員会の活動状況は不満足であるので、これを一旦廃止することを評議会で決定した。
16. 最近の学内情勢  
4月4日の病院事件、4月28日沖繩デー情勢、5月祭延期見込などの諸報告があった。
17. 当面の諸問題  
来年度入試、入試制度改善、教養からの進学の遅れ、将来の改革問題、大学と社会との関係などにつき問題提起があった。

委員交代があった理学部教授会内委員会

(昭和 44 年 5 月 1 日現在)

学 生 委 員: 田村 (数学), 鈴木 (物理), 山田 (生  
化), 寺山 (動物)。

総合計画委員会: 赤松 (化学, 委員長), 河田 (数学),  
山口 (物理), 海野 (天文), 高宮 (生  
化), 古谷 (植物), 小堀 (地理)。

幹 事 会: 佐々木 (物理, 長), 木村 (数学), 和  
田 (靖, 物理), 堀 (天文), 中川 (化  
学), 木下 (清, 動物), 佐藤 (地質)

教官人事移動

氏 名	所 属	発 令 事 項	発令年月日
馬淵 久夫	化学	助教授に昇任	44. 3. 16
近 桂一郎	物理	早稲田大学助教授に就任のため退職	44. 3. 31
広井 敏男	植物	東京経済大学助教授に就任のため退職	44. 3. 31
藤田 良雄	天文	3月31日にて停年退職	44. 4. 1
森野 米三	化学	3月31日にて停年退職	44. 4. 1
前川 文夫	植物	3月31日にて停年退職	44. 4. 1
吉田 耕作	数学	京都大学教授に転出	44. 4. 1
岩生 周一	地質	教養学部より配置換	44. 4. 1
玉尾 孜	地施	宇宙航空研より配置換	44. 4. 1
朽津 耕三	化学	教授に昇任	44. 4. 1
古谷 雅樹	植物	教授に昇任	44. 4. 1
徳丸 克己	化学	助教授に昇任	44. 4. 1
塩田 徹治	数学	講師に採用	44. 4. 1
石川 辰夫	植物	応微研助教授に転出	44. 4. 1
田中 武彦	化学	九州大学講師に転出	44. 4. 1
宮野 和政	物理	新潟大学助教授に転出	44. 4. 1
松本 幸夫	数学	助手に採用	44. 4. 1
滝川 紘治	物理	助手に採用	44. 4. 1
李 相茂	物理	助手に採用	44. 4. 1
水島 公一	物理	助手に採用	44. 4. 1
島村 英紀	地物	助手に採用	44. 4. 1
藤井 直之	地物	助手に採用	44. 4. 1
山本 学	化学	助手に採用	44. 4. 1
竹田満洲雄	化学	助手に採用	44. 4. 1
渡部 徳子	化学	助手に採用	44. 4. 1
森山 祥子	化学	助手に採用	44. 4. 1
宇井 忠英	地質	助手に採用	44. 4. 1

理学部の制度改革についての  
第 1 回アンケート集計結果

理学部総合計画委員会では、3 月下旬以来理学部の制度改革に関し第 1 回のアンケートを行ない、その結果を集計した。各教室単位の意見の他に回答者は 66 名であったが、理学部教官の意見のスペクトラムを示すものとみてよいであろう。

このアンケートでは、次の三点についての意見を求めている。

[A] 新しい理学部の構想と、それに伴う学部教育のあり方について

[B] 大学院の学生構成と、年限について

[C] 入試の方法について

(これらの問題を論ずる以前に、大学における学問研究および教育のあり方、大学と社会との関係等について十分にわれわれの考え方を深めねばならないことはいうまでもないが、一方、明年度の入試を控えて、少なくとも将来の理想の形に近づくような具体的な方策を考える必要がある。)

[A] 新しい理学部の構想については、各種の意見がのべられているが、大別して次の通りである。もっとも多数の賛成があったのは次の I (1) である。

I (1) “新しい理学部は大学院を重視し、小規模の学部を並置する。学部教育は第 1 学年より 4 年間を一貫して本郷で行なう”。  
小規模の学部学生の 1 学年定員としては、100~150 名程度が考えられる。

(2) “大学院を重視することは同じであるが、学部教育は現理学部が直接受持たない”。その代りに駒場に四年制の理科系の学部を設け、理学部に相当する学部教育を行なう。この場合従来の制度にこだわらない新しい構想の実施を考える。

(3)<sub>1</sub> (1) と (2) との中間型で、(1) のような本郷における小規模の理学部と、駒場における“新しい構想”の理科系学部とを並置し、両者より大学院学生を受け入れる。また学部学生に対しても駒場と本郷との間の学部変更もある割合で認める。

(3)<sub>2</sub> (1) と (2) との中間型であるが、学部教育を阿部方式とする。

以上 (1) においては、学部教育の大部分は現理学部教官が行ない、一部駒場教官の助けを受ける。(2) においては反対に学部教育の大部分は駒場教官が行な

い、一部現理学部教官が手伝うことになろう。  
次に少数意見ではあるが

II 学部と大学院とのつながりを現状と変更する案

- (1) 大学院に学部3, 4年のみを並置し、学部3年生を全国より受け入れる(七年制大学院ノ)
- (2) 学部3, 4年と修士コースを合せて理学部とし、博士コース(1~3年)を別におく。
- (3) 学部4ヶ年に修士2年を加えて、年限は全体で4~5年とする。博士コースは別におく。
- (4) 学部を5年とする。大学院は別におく。

これらの場合の大学院と学部教育との関係はいろいろ考えられる。一案：“教官はすべて大学院のある専門課程(Institute)に属し、学部教育は各教室(Department)に少数の専任担当者をおいて、他はInstituteの教官が分担する”。

III 全学的に新しい構想をもつもの

- (1) 本郷・駒場の形は今のままとし、別に第2東大を作り、理工系を主とする大学院大学とする。
- (2) 東大を三つの大学に分離し、四年制大学、大学院を主として規模の小さい学部を付置した大学、共同研究所群よりなる大学の三本立とする。
- (3) 東大を二つの大学(本郷・駒場)に分離し、共に大学院を持ち、本郷は旧い性格のもの、駒場を新しい別の性格のものとする。
- (4) 東大を三つの大学に分離し、いずれも学部・大学院をもつが、その性格は教養大学、職業大学、専門大学と区別する。

[注] 全学を通じて、学部1年半~2年をまとめて駒場におくという現状に賛成の意見は極めて少い。駒場は独立の4年コース(または大学院を持つコース)となり、理学部との関係はI(2), (3)<sub>1</sub>, (3)<sub>2</sub>のような関係におくという意見が多かった。

[B] 大学院の学生構成と年限について

[A] Iのような学部と大学院とを積み重ねて考えるとき、“大学院には博士コースのみをおいて、年限を固定せず3~5年(または2~5年)とし、途中で修士の学位のみを得て修了することもできる”という案にもっとも賛成が多かった。

[C] 入試の方法について

入学試験の方法については、現状に満足するものはほとんどなく、大部分はただちに検討の上改革すべしという意見であった。改革の方向としては大学全体で行なうよりも学部別(あるいは学科別)で行なうことを希望するものが多い(約80%)。それと同時に内申書や口頭試問を有効に利用すべきであるとする意見が多い。

アンケート全文は下記の通りである。

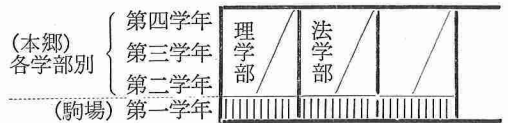
理学部の制度改革についての第1回アンケート  
(1969年3月)

I. 新しい理学部の構想について:

1. ほぼ現状のままとする。
2. 理学部は大学院を重視し、小規模の学部を並置する。その場合1学年の理学部学生数は□名ぐらいでよい。(現在は250名ぐらい)
3. 理学部は大学院のみとする。
4. 現理学部(本郷)を学部のみとし、大学院は別に新設する。
5. その他(具体的に記入して下さい)。

II. 理学部の学部教育のあり方について:

1. ほぼ現状のまま(学生は第1学年と第2学年前半を教養学部にも所属させ、その後に各学部にも振りわける)。
2. いわゆる縦割り制度(一括別置で、形式はいろいろ考える)。
3. (阿部方式)第1学年生はすべて駒場で教育するが、入学時に学生を各学部ごとに分属させ、また第2学年以後は各学部において主として専門教育を行なうが、一部は一般教養教育も行なう。  
△は一般教養, □□□□は基礎および一般教養。



4. 理学部学生は第1学年より本郷において一貫教育を行う。  
その場合、理学部の定員は□人ぐらいが適当と思う(現在250名)。  
また貴教室の定員は□人ぐらいが適当と思う。
5. その他(具体的に述べて下さい。たとえば別記K案のように)

III. 大学院の学生構成について:

1. 現状のように修士2年, 博士3年の積み重ねとする。 □  
D  
□  
M
2. 博士課程のみとする。 □  
D
3. 博士課程のみであるが、途中2年でおえて修士の称号をとることもできるようにする。 □  
D  
□  
→M
4. 博士課程と修士課程とを並置する。 □  
D  
□  
D
5. その他。

IV. 博士課程の年限について:

1. 年限は 5 年。
2. 年限は 3~5 年の自由度をもたせる。
3. その他。

V. 入試の方法について:

A 入試方法は

1. 現状のまま。
2. 変えた方がよい (入試委員会でただちに検討の要あり)。

B 入試の実施は:

1. 大学全体として行なう。
2. 学部別, 系別あるいは学科別に行う。

C 入試科目は下の中の□印のものとする。

数学, 外国語, 国語, 理科, 社会, 作文 (論文), □, □。

D 内申書は:

1. 併用した方がよい。
2. 併用しない方がよい。

E 口頭試問は:

1. 行なわない。
2. 行なった方がよい。

F その他の意見:

VI. 以上の項目以外の問題点についての御意見があれば, おきかせ下さい。(例-K案)

東大を主として

専門教育 (大学院)

職業教育 (学 部)

教養教育 (学 部)

(academic or liberal education)

を行なう部分に分ける。

大学院 学 部	専 門 (将来は別のキャンパス)				
	教 教 理 養 育 文	工	農	薬	法 経
	教養(駒場)	職業(本郷)		医は別に考える	

1. 専門教育は全学部をまとめて, 博士コース (3~5 年) のみの大学院を考え, 専門課程, 系への分類も全く新しく考える。場所は, 当分現状のままであるが, 将来は別のキャンパス (例えば三鷹の天文台あと) に, 十分よい設備のものを新設する。
2. 工, 農, 薬, 医, 法, 経は職業教育の場であると割り切って 4 ヶ年の一貫教育を独自に行なう。(必要あれば 2 ヶ年の修士コースを 1 と独立に並置して

もよい。) (また阿部方式をとってもよい。)

3. 理・文・教育と現在の教養学部中の 4 年コースは, まとめてこれにもっと幅をつけて拡充し, liberal education of arts and sciences を行なう。(ここはかなり academic のものとなろう。) 第 1 学年は外国語, 数学等の基礎教育を主とし, 第 2 学年以降は, 各種専門教育をある程度自由にえらべるようにする。ただし (アメリカ式に) Major, Minor 制をとり, 第 2 学年以降学生に専門コース, 副コースを自由にえらばせ, 必修, 選択を課す。(ただし専門コースは現在の各学科よりもっと多様なものとする。) (必要あれば 2 ヶ年の修士コースを 1 と独立に並置してよい。)
4. 大学院は学部と独立し, 他大学からも学生をとる (現状と同じ。)

## 理学部長会議での「要望書」要旨

昭和 44 年 5 月中旬には恒例の国立 10 大学理学部長会議が開催され, 現段階における理学部および理学系大学院の諸問題が議されることになっている。前回第 29 回会議は昭和 43 年 5 月 8 日に名古屋大学で開かれ, 7 月には「要望書」が出された。その時以来各大学ではいろいろと情勢の変動があったので, このたびの理学部長会議での議題は, 前回までの方向をそのまま踏襲することにはならないであろうが, 前回の会議での「要望書」の内容要旨をここに紹介しておくことは有益であろうと思われるので以下に記載する。

### 要 望 書 (昭和 43 年 7 月)

今日わが国の緊急課題の一つが科学技術の振興であることは明らかであります。科学技術の健全な発達には基礎科学の成果に基づいてこそはじめて可能であります。とくに現代における技術革新の特徴は, 基礎科学が巨大な潜在力として成長した点にあり, 米・ソをはじめ各国が基礎科学重視の政策をとっているのはその故であります。

これまで, わが国において基礎科学は贅沢な学問とみられていましたが, いまやこのような贅沢こそが心要な時代となったのであります。

したがって, この際基礎科学の研究と教育の基盤を整備拡充して, 基礎科学の振興と研究者の育成に力をつくすことは, わが国の将来の発展のための根本の大道であ

ると信じます。

わが国の基礎科学の研究と教育に大きな責任をもつわれわれ国立 10 大学理学部長は、以上の見解のもとに慎重審議を重ねた結果、下記のごとく大学院博士課程をおく理学部の充実強化を要望することをきめました。

わが国の文教百年の計を確立するために、よろしくご検討のうえ、その実現にご尽力あらんことを切望いたします。

その際、とくにこれまで日の当たることの少なかった生物学、地学関係学科の拡充整備に十分のご配慮を頂きたいと存じます。

### 要 望 の 要 旨

#### 1. 学科の新設, 拡充改組

大学院博士課程をおく各大学の理学部には、その要求に応じ、少なくとも 1 学科の新設または拡充改組を行なうことを強く要望する。

#### 2. 生物学・地学関係学科の拡充整備

自然科学全体が調和のとれた発達を遂げるため、特に拡充のおくれている生物学および地学関係諸学科(天文学・地球物理学などを含む)については、各大学より提出される計画に副って、拡充整備されるよう要望する。

#### 3. 講座および部門当り基準面積の増加

理学部建物の基準面積は 790 m<sup>2</sup> (約 240 坪) 程度を要望する。殊に現在数学の基準面積は他の学科に比較して著しく差異があるので、この不均衡を是正し、併せて特殊装置室・工作室・標本室・図書室などの特殊用途建物は上記の基準外の特例建物として取り扱われたい。

#### 4. 大学院の拡充強化

基礎自然科学部門の振興は主として大学院博士課程をおく理学部における研究教育の充実如何にかかっているので早急に大学院全般の改善が望まれるが、それをまっまでもなく以下の諸点、特に教職員の充足と設備の充実を計ることが焦眉の急である。

##### (1) 設備の充実

上述の観点から施設および設備の拡充を早急に年次計画(3年間のうちに講座当り 3,000 万円)をもって実施されたい。設備の近代化および充実に伴い、教官研究費の増額を心要とすることはいうまでもない。

##### (2) 教官定員の増加

大学院をおく理学部においては教職員数を、1 講座(部門)当り教授 1, 助教授 2, 講師 2, 助手 2, 技官 2, 研究補助者(事務系職員を含む) 4 の割合で充実すること、この際まず不完全講座の充実を早急に実現されたい。

##### (3) 助手の待遇改善

大学院をおく国立大学の助手には教育職俸給表(一)の 3 等級の俸給を支給できるように改正し、併せて大学院学生の教育に関与するもの全員に対し俸給の調整額を支給するよう要望する。

##### (4) 大学院学生定員の増加

講座および関連部門当りの学生定員を修士課程 2 名、博士課程 2 名とし講座および関連部門が新設されたときは、学年進行をまたず設置当初より大学院にも学生定員を付することを要望する。

##### (5) 学生経費の増額

大学院学生 1 人当り 30 万円、学部学生 1 人当り 10 万円に増額するよう要望する。

##### (6) 奨学生の処遇および奨励研究生の増員

現行奨学金制度を博士課程全員には給費、修士課程全員には貸与し、博士の学位を得たものについては学部および大学院で受けた貸費全額返還免除制度に改善すること。また、優秀な研究者を確保するため奨励研究生の増員を要望する。

##### 5. 学生野外実習指導旅費の増額と野外学術調査旅費および学生に対する野外実習旅費ならびに野外実習費の新設

学生野外実習指導旅費を、学生実地指導旅費とは別枠で新規計上するなどの措置を講ぜられたい。

##### 6. 臨海・臨湖実験所の整備充実

##### 7. 植物園等の整備充実

##### 8. 特殊装置および特殊施設の定員増と維持管理費の増額

##### 9. 学科等新設に伴う設備費の増額

##### 10. 学生(とくに大学院学生)の災害補償

## 大学改革準備調査会の覚書(続)

前号には、大学改革準備調査会が出した覚書 No. 1 から No. 6 までについて、記載されている事項を紹介してある。その後 4 月には引続き No. 7 と No. 8 が出されたので、それらに記載されてある事項をここにあげる。詳しいことはそれらの覚書を読んでいただきたいと思えます。覚書の入手を希望する学生は、所属学部事務室に公表後 10 日以内に申出て下さい。覚書は公表されるたびに掲示がなされていますから注意して下さい。既刊分で入手困難なものについては、各教官や図書室をたずねて見せてもらって下さい。



## No. 7 (組織-4) 管理組織改革の問題点 (その3)

(1969年4月2日)

東京大学の意志決定と執行の組織

個別事項 2: 「学部」

1. まえがき 学部制度の問題点
  - 1-1 「学部」という単位
  - 1-2 学部の編成と規模
  - 1-3 「学部」と大学院
  - 1-4 本覚書の取り扱い範囲
2. 現状の欠陥
  - 2-1 「教授会の自治」
  - 2-2 教授会
    - (1) 構成
    - (2) 閉鎖的傾向
    - (3) 権限の不明確と審議事項の過多
    - (4) 会議体としての規模の過大
    - (5) 会議運営の準備不足
    - (6) 発言者と構成員の適格性
  - 2-3 学部長
  - 2-4 学部内各種委員会
  - 2-5 学科・教室・研究室等
  - 2-6 大学院研究科の意志決定と執行
3. 改革の方向
  - 3-1 基本的方向
  - 3-2 Faculty
    - (1) Faculty と Administration
    - (2) Faculty の範囲
  - 3-3 「学部長」およびそのスタッフ
  - 3-4 各種委員会
  - 3-5 教授会
  - 3-6 会議運営の改善と教官の「雑務」負担の軽減
  - 3-7 情報配分の改善
  - 3-8 大学院の管理・運営の改革

## No. 8 (本委-2) 大学における学生の役割と権利

(1969年4月5日)

1. 序
  - 1-1 まえがき
  - 1-2 この「覚書」の範囲
2. 大学という社会の基本構造
  - 2-1 「目的社会」
  - 2-2 「目的社会」内での「対立」
3. 大学の自治
  - 3-1 伝統的理念とその基盤の変化
  - 3-2 大学自治の現代的意義

- (1) 研究教育に関する自主的決定
  - (2) 大学内の「自由」
  - (3) 排他的・閉鎖的でない大学自治
4. 学生の位置づけの現状とその欠陥
    - 4-1 学位の地位に関する従来の基本的見解
    - 4-2 現在の制度の問題点
      - (1) 大学の意思形成・決定に学生の意志を反映させる制度がなかったこと
      - (2) 学生の権利の保障が制度化されていないこと
      - (3) 学生を自立性をもった成人として扱う姿勢が確立されていないこと
      - (4) 古い慣行が墨守されたことが多いこと
    - 4-3 破綻をもたらした原因
      - (I) 社会的要因
      - (II) 学生の側にみられる要因
      - (III) 大学自体に見出される要因
        - (1) 学生数の増加
        - (2) 研究による教育の圧迫
        - (3) 学内行政・学外活動による教育の圧迫
        - (4) 大学院の発足による学部教育の圧迫
    - 4-4 改革の必要性
  5. 大学における学生の役割
    - 5-1 学生の自主性と自律性の尊重
    - 5-2 批判者的役割
    - 5-3 学生集団の役割
    - 5-4 学生の「参加」の問題点
    - 5-5 学生「参加」の諸方式
      - (1) 「メンバーシップ方式」
      - (2) 「諮問方式」
      - (3) 「交渉方式」
      - (4) 「拒否権方式」
  6. 学生の権利の保障
    - 6-1 制度的保障の必要性
    - 6-2 不当な懲戒処分からの保護
    - 6-3 学外における行動
    - 6-4 学内における市民的自由
    - 6-5 学内における学生の政治活動
    - 6-6 学生の自治組織における個々の学生の権利

---

## 理学部事務部での事務分掌紹介

理学部事務部ではどのような事務をどのように分担しているか、理学部のみなさんに知っていただけた

めに、ここに理学部事務部の各掛と、そこで取り扱われている仕事について、奈良事務官がまとめましたものを紹介します。各種証明書の発行、申請書の提出ならびに諸手続をされる場合に大いに参考にして下さい。

理学部事務部には7つの掛があり、それぞれの掛は分掌規定によって仕事が割当てられています。以下、各掛について教官・職員・院生・学生が関係ある事項について列記してあります。

#### 庶務掛 ㊟ 2423

公文書の接受、内容伝達  
郵便物の受付ならびに配分  
教授会の開催準備  
文部省科学研究費補助金、研究奨励申請  
寄付金および寄付物件の申請  
特許申請に関する手続  
理学部紀要の発送・保管および学部図書の調査  
理学部広報の配布  
理学部アイソトープに関する事務  
理学部訪問者の学内見学連絡事務  
職員の国内出張手続  
職員の勤務時間の管理  
外国人研究員の宿泊施設入居申込受付  
旧制学位に関すること

#### 人事掛 ㊟ 3291

人事諸記録と手続(非常勤講師、日々雇用職員を含む)  
叙位叙勲および褒賞関係  
給与諸手当(通勤、扶養者)の認定  
退職手当、共済長期給付(年金)  
教職員研修  
教職員の海外出張  
公務災害補償手続  
教職員の保健および安全保持関係  
職務照会

#### 教務掛 ㊟ 6685

学部規則(学科課程)に関すること  
学部学生の入進学、退学、休学、卒業など  
学部学生の就職および厚生  
研究生および聴講生手続  
学部学生の諸証明書の作製  
教育職員免許状の申請・授与  
日本育英会奨学金およびその他の諸奨学金  
日本学術振興会の奨励研究員(外国人を含む)および流動研究員(同)  
受託研究員、私学研修員、内地研究員および産業教育内地留学生など

#### 大学院掛 ㊟ 7493

理学系研究科関係の諸規則や諸会議に関すること  
(含教官発令)  
大学院学生(外国人研究生を含む)の入学・進学・休学・退学および修了その他学籍や身分に関すること  
大学院入試  
学位論文審査手続  
大学院学生の各種証明書の発行および交付  
教育職員免許状の申請  
保健、就職、厚生  
授業料免除、徴収猶予および分納  
大学院奨学金に関すること

#### 司計掛 ㊟ 3360

理学部の予算および決算  
経費の支出および収入(含文部省科学研究費)  
物品購入その他の契約  
営繕工事関係の協議・報告  
奨学寄付金等委任経理金に関すること  
日日雇用職員の給与全般  
理学部紀要・広報などの印刷契約  
国有財産に関すること

#### 給与掛 ㊟ 7460

教職員の俸給その他諸給与支給  
外国人留学生の給与  
非常勤講師の手当  
退職金並びに謝金の支給  
公務災害補償費の支給  
共済組合関係全般(給付としては療養費、出産費同付加金、育児手当金同付加金、埋葬料同付加金、傷病手当、非常災害の弔慰金、結婚手当金等)  
所得税、住民税その他の控除に関すること  
赴任旅費、外国旅費、国内旅費(非常勤講師をふくむ)の支給など

#### 用度掛 ㊟ 6424

物品管理に関すること  
物品の購入および払下げ  
器材の需給に関すること  
電話の架設申請、維持管理  
自動車の登録・管理  
公務員宿舍の申請手続等

## お知らせ

以下に記しますことは理学部事務室前(1号館玄関)および各号館に掲示されていますので、要旨だけ記して

おきます。

## 昭和 44 年度教育実習

昭和 44 年度教育実習は

A班 6月16日～6月28日

B班 9月1日～9月13日

にわかれて行なわれます。その前に5月15日～17日にかけてオリエンテーションが開かれ、5月27日に教育実習校発表、6月9日頃に打合わせのための実習校訪問があります。また参加者は4月の定例健康診断ならびに5月7日(水)13～15時に実施される「視力・聴力」検査を受けておかねばなりません。

## 卒業延期にともなう授業料

卒業時期が昭和44年度に入った場合、昭和44年4月以降の在籍期間に対しては月割りで授業料を納付していただくことになっています。授業料納付についての掲示をごらん下さい。

## 昭和 44 年度国家公務員上級試験説明会

理工系・農学系の国家公務員上級試験などに関する説明会が人事院担当者が出張してきて開かれます。

5月8日(木) 15～17時

於 工学部2号館大講堂

当日は会場受付で資料が配布されます。

国家公務員試験のことにつきましては、前号の広報にも掲載してありますから参照して下さい。近い将来に官庁または官庁付属の研究所などに就職することを希望もしくは考慮されている方々は、この際受験されることをおすすめします。

## 留 学 生 関 係

下記の大学から留学生・研究員の募集がきていますから希望者は大学院掛に申出て下さい。

米 国 北 Illinois 大学 大学院留学生

カナダ British Columbia 大学 大学院

オーストラリア Queensland 大学 研究員

また第2回国際上級プログラミングシステムセミナー(於イスラエル)開催案内なども掲示されています。

## 大学院学修科目届申請

4月1日付、4月23日付大学院入進学者は5月6日～17日の間に学修科目届申請を出して下さい。なおその後に進学する人達に対しては改めて通知が出されるはずです。

## RCA 助成金提供

大学で民間からの補助を受けずに物性の基礎研究をしている人を対象に RCA 社が過去8年研究助成金を提供しています。昭和44年度も5件の研究テーマ(1大学では1件、50万円)に助成金提供を予定し、その募集要領が掲示されていますから、関心をお持ちの方はごらん下さい。申込締切日は7月31日です。

## 日本育英会からの通達

このたび日本育英会から、4月以降の奨学金交付について概要下記のような方針が示されました。

なお、本年度大学院入学予定者は、入学日以後所定の手続を経て奨学金交付の対象となりますので、該当者は手続をとって下さい。

1. 最高年次に在学し卒業延期となる者については、4月以降の奨学金を貸与しない。
2. 6月末日までに43年度の学業成績を提出できる見込のある者については4月以降の奨学金を保留し、次の扱いとする。
  - (1) 6月末日までに提出した場合は、その内容が平均水準以上であれば4月にさかのぼり交付する。
  - (2) 6月末日までに提出できなかった場合は、4月以降の奨学金を停止し、6月末日以後学業成績が提出されその内容が平均水準以上で卒業延期のおそれがない者については、翌月から奨学金の交付を復活する。
3. 6月末日までに43年度の学業成績を提出できないことが明らかな者については、上記2の(2)の場合と同様の取り扱いとする。

以上のような通達内容なので、理学部3年生については6月中に4年生に進学できれば実質上支障はない。しかし理学部以外の学部では種々問題がある。東大としてさらに日本育英会との間に話し合いをすすめている。

具体的な問題についての質問は、奨学委員の教官方にたずね下さい。

学部奨学委員 木下教授(動物) 伊藤教授(数学)

大学院奨学委員 西島教授(物理) 安藤教授(生化)

## 大学院学生自治会

このたび理学部1号館2階エレベーター口の隣(学部学生自治会室の真上)に大学院理学系研究科学生自治会室ができました。電話番号は内線9204です。

### 大学改革準備調査会資料 No. 5, No. 6 (規則処分専門委員会覚書)に関する意見

理学部教授会第一研究委員会

我々は理学部教授会の一委員会として処分・学則について検討を行なって来ており、学生処分問題については報告(理学部弘報第1巻第4号掲載)を行ったが、今回改革準備調査会専門委員会より基本方針(No. 5)および処分制度の改革(No. 6)の覚書が発表されたので、これについて見解をまとめ報告する。

卒直にいて No. 5, No. 6 については我々は首肯し難い点が多い。この覚書の後で改革準備調査会本委員会より No. 8 として学生の役割と権利についての覚書が発表されたが、それについては我々はほぼ共感をおぼえる。この No. 8 の内容と専門委員会の覚書 No. 5, No. 6 の内容とはかなり基本的な点で違いがあるように思われる。これらの点を指摘して改善の資料としたと思う。

#### 1. No. 5 の基本方針について

処分の制度を検討する際の基本方針として重要なことは「大学における学生処分とはどういう意味を持つのか。果して処分制度というようなものが必要なのか。もし必要ならいかなる行為がその対象になり得るか。またその場合に学生の基本的な人権や主張をどのような立場で配慮しようとするのか。」という最も根本的な問題から出発すべきであると思う。

しかるに No. 5 の覚書は委員会の基本方針という題であるが、はじめから「学生処分制度の必要」を前提とし、学生は罪をおかすものという前提に立って、従来から行なわれてきた処分とその制度をただ手続き上の不備というような観点から再検討し、これを成文法的に基礎づけようという姿勢で書かれている。この点は重大な欠陥である。

覚書 No. 5 において、いわゆるパターナリズムという表現で代表される古い見地に対する新しい見地として「研究と教育という大学本来の使命を遂行するために必要な秩序を従来よりも法律的な性格をもつ制度によって維持する見地」(No. 5, 6 頁中段)

と記されているが、このような見地を新しいということができるであろうか? このような「法律的な性格をもつ制度」によって「教官と学生の権利と自由」を「保障」し得るであろうか。我々はこの点に大きな疑問を持つ。

真に創造的な学問の教育と研究が行なわれ、学生が自

由に逞しく自己を形成することができるような環境を保持して行くことは大学にとって絶対に欠くことができない。「権利と自由を守る」ということは、そのような人間性の発露を守るということではなければならない。これに対して覚書にあるように「たてまえ化や曖昧さにともなう危険をみずから制度的に阻止する」(No. 5, 6 頁上段)ことを「めざすべき理念」とすることは理念と制度とのとりちがえである。

理念は制度によって固定されず、ダイナミックに常に新しく変えられていく可能性をもつものでなければならない。大学においては特にそうである。そのような創造的性格こそ大学の「教育的立場」であり、これを忘れることは大学の自殺行為である。このような原則を重んじる立場にはたえず曖昧さの危険が伴う。しかしそれを敢えて恐れない姿勢こそ処分問題を考える前提となるべきであろう(この点には No. 5, 9 頁上段にも言及がある)。それを保障するために法律的な性格をもつ制度が我々にとって必要であるとしても、我々がほしいのは普通の意味の生きている法律ではなく、若々しく生きている法律である。この点を忘れて制度をつくることは大学を殺すことであり、つねに若々しい規則を生み出すことが現在の我々に与えられた課題であると考えている。この点を改めなければ、本学の依ってきたいわゆる「慣習法主義」を「成文法主義」におきかえるだけであり、「たてまえ」の横行が甚だしくなることは必然であろう。

#### 2. 教官と学生との平等性

覚書 No. 5 の改革の基本的方向に関する項目の中で、学生の参加について論じている部分に

「研究・教育を遂行する者としての教官がになう責任は、当然他の構成員に比して質・量ともに異って重大であるとしても、真理の探究者という点では他の構成員と平等でなければならない。」(No. 5, 8 頁中段)と記されている。この場合何故真理の探究者という限定が必要なのであろうか? 覚書 No. 8 の学生の役割と権利の部でもくり返し述べられているように、改革の基本点は、大学では教官と学生とが人間としては対等であるということにあると思う。学生を一人の自立した人間として扱い、その自由で創造的な人間性を各自が十分に発揮し得るように配慮することが我々の望む改革である。今回の紛争に関して我々が直面している重要な問題のひとつは、教官側にあやまりの有無を問われていることである。このような場合に、これを指摘する意図での学生の抗議行為が起る可能性があり、それをどう考えるかという問題がある。これに関しても上に述べた根本問題についてははっきりした考えがなくては解答は与えら

れないであろう。

真理の探究者としては、教官と学生とは対等ではない。教官はこの点では経験の豊かな先輩であり、個々の専門分野で学生を指導し得るものでなければならない。

### 3. 希望する基本的立場

以上、覚書 No. 5 について我々の首背し難い点のうち主なものを挙げたが、ここに我々の希望する基本的立場を述べたいと思う。(詳細は理学部弘報第1巻第4号所載の第一研究委員会報告参照)

我々は単なる学生処分制度は必要ないと考える。我々が必要とするのは、もっと積極的意味を持った、すべての大学構成員の権利と学問的自由と自己形成とをまもる規律維持の制度である。規律維持の制度の中で、己むを得ないものとして規律を破った行為に対する制裁の制度を考えておかねばならない。

規律を破った行為であるかどうかを判断するための基本的理念は、すべての大学構成員は人格的には平等であるという考えである。

ただしこのような基本的理念も実際の問題になると大きな困難に直面する。それは「大学のあり方」に対し教官と学生との意見が対立した場合である。こういう対立がある場合には、あるひとつの行為が見解によっては規律を破るものと解釈されるが、見解によっては規律を維持するためのものと解される。覚書 No. 5 にも、

「学生の大学に求めるものが変化し、かつ多様化したこと、……、学生が既成の社会秩序やそれを支える価値観に根本的な疑問をいだく傾向を持つようになったこと」(No. 5, 5 頁下段)

などが列記されている。これに関し覚書 No. 8 には

「大学内にそれぞれ軽重の度を異にしたさまざまな対立の契機が存在することは当然のことであり、そういう意味で、大小さまざまな論争や抗争が生ずること自体は、大学としては必ずしも異常なことではなく、学問という共通の目的と、理性的討議と寛容の精神を見失わない限り、活気ある大学にとってはむしろ正常な事象であろう。」(No. 8, 4 頁上段)

と記されている。この基本的態度を維持しつつ処分問題をどう考えるか。これは非常に困難な問題を含む。しかしこの問題を解決する積極的姿勢なしに制度としての処分問題を論ずることは危険である。一步をあやまれば学生の基本的人権を教育的立場という曖昧な名目で管理するあやまちを冒すか、あるいはそれを避けようとして「たてまえ」化の危険の大きい法律的立場で管理することになるおそれがある。この問題に対して大学として理念的原則を確立することは最も切実な我々の希望である。

### 4. 改革案の詳細について

以上に述べたように我々は覚書 No. 5 に記されている基本の方針について首肯し得なかったので覚書 No. 6 に記されている改革案の詳細は検討しなかった。しかし No. 5 の検討に伴って若干の重要な問題点が挙げられたのでそれについて述べることにする。

(a) 罪刑法定主義について 審理が主観的恣意的にならぬように罪刑法定主義をとることは已むを得ないこととわれわれも考える。しかしながら1で述べたように大学における制度は本質的にダイナミックなものでなければならない。したがって規則制定機関をどうするかについて十分に留意しなければならない。

「適用を受ける者に理解される存在理由にもとづき、納得される手続きで制定された規則であり処分制度であるならば、けっしてマイナスのものとしてのみとらえられることはなく、各構成員の自由と権利を保障しつつ、大学本来の機能を十分に発揮するために、存在意義のあるものとして認識されるのではなからうか。」(No. 5, 7 頁下段)

というような学生にとって単に受動的なものであってはならない。過去において矢内原三原則、屋外集会の禁止、立看板の禁止などの内規や慣行が事態によっては有名無実になったことを忘れてはならないと思う。

(b) 停学について 制裁のひとつとしての「停学」に大きな疑問を持つ。復学を前提として学生の勉学の権利を一定期間剥奪することは不相当であるし、学校または他学生からの隔離を目的とすることも過去の例からみて無意味である。権利の剥奪そのものを意図するという意味では成立するが、制裁の方法としては勉学の権利の剥奪よりは学生の社会人的活動の権利の剥奪にあたる強い譴責や謹慎(理学部弘報第1巻4号8頁(〜)参照)の方が意味がある。

(c) 制裁の程度の決定を陪審員が行なうこと(覚書 No. 6, 14 頁下段) 覚書による方法は実質的には陪審員を判断の敢しきの順にならべた時その2/3の位置にある人の見解を最終結論とすることを意味する。是非についての陪審員の意見が2派にわかれたような場合にはこの方式では少数の意見で結果が大きく変動することが起こり得る。2/3 という値にどのような意味があるかを明らかにしなくてはこのような方法で妥当な結果に達し得るかどうかはなはだ疑問である。方式の複雑さや定式化が結論を正しいものに近づけるとは限らない。

(d) 規律維持は、大学全構成員の協力によって行なわれなければならないことは自明である。学生の自由と権利を守るために、規律維持制度に学生の参加があるのは

至当であるが、学生の参加によって教官の責任と義務が軽くなるものではない。この点に関し、覚書 No. 6, 2-5 第一審の構成と運用には賛成できない。

## 大学改革準備調査会の覚書 No. 8「大学における学生の役割と権利」についての意見

理学部教授会第二研究委員会

第二研究委員会では、上記文書を検討した結果、この文書は全体として、大そうよく書き上げられているものと認められたが、次の諸点について委員より意見が述べられた。(以下の番号は覚書中の項目番号であり、本広報9頁を参照)

1-2.「この覚書の範囲」のところ。この文書では学部学生を主な対象とし、院生も原則的にはその対象に含めて一様に論じているが、必ずしも一様でない点が多い。

2-1.「目的社会」のところ。大学を目的社会と認める場合、その目的である学問の研究・教育のあり方についてさらに明白に述べる必要がある。理学部においては、学問の目的として真理の探究ということが掲げられるが、他の学部においては社会と関連したもっと別の表現がとられるであろう。

大学という社会を「共同体」としてでなく「目的社会」として理解するという立場は、すでに総長の文書の中に述べられていることではあるが、いずれか一方の立場に割り切るには及ばないであろう。またたとえ全学レベルでは目的社会であっても、教室レベルあるいは研究室レベルでは(また院生については)かなり共同体の意識がつよいと思われる。

3-2.「大学自治の現代的意義」のところ。学生はアマ

チュア的という表現が何ヶ所かで用いられているが、その意味は、学部学生においてはその専門も十分に定まっていないという学習の立場が強調されているものと思われるが、院生にあつては、その研究者としての性格も強まり、必ずしもアマチュアとして規定してよいか疑問である。

5-1.「学生の自主性と自律性の尊重」のところ。大学の教官(特に教養学部教官)は、「人生の教師」としての役割を逃げるべきではない。学生と接触する機会を意識的に増して、その役割に取り組むべきである。

5-2.「批判者の役割」のところ。学生の批判者の役割が強調されているが、それを学生だけに求めるのは誤りである。学生が自治のにない手である所以は、単に批判者の機能のみによるのではない。(また教官も批判者としての機能をはたせるような組織が考えられないであろうか。)

次に学生はつねにより批判者になり得るとは限らず、批判の対象によってはそうでない。学部の性格や学生の年齢によっても左右されることがある。

5-4.「学生の参加の問題点」のところ。学生参加の具体化以前に、大学の行政組織の整理・明確化が必要である。この順序を逆にして学生の管理・運営への参加問題を手がけるのは無駄が多い。

学生参加の実験を行なって、後でその成績を評価して改革を順にすすめる方式は、誰が如何にして評価するかということを予め定めておかなければ、困難に出あうであろう。

拒否権方式は不毛な方式で、採用すべきでない。

(以上)

理学部広報への御寄稿や広報についての御意見をお寄せ  
下さるようお願いいたします。宛先は  
地球物理研究施設 福島 直 (内線 7511)